

令和 7 年度高松市路面性状調査等設計業務委託

仕様書

令和 7 年 1 月

本仕様書は、高松市が行う「令和7年度高松市路面性状調査等設計業務委託」（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

（業務目的）

第1条 本業務は、高松市（以下「発注者」という。）が管理する市管理道において、効率的な舗装の維持修繕工事を実施するため、片側1車線以上の高松市道において路面性状調査を行い修繕が必要な箇所を整理し、修繕必要箇所については、たわみ調査・開削調査・交通量調査等を行い、その結果に基づき、適切な修繕工法の設計を立案することを目的とする。

（業務期間）

第2条 業務の履行期間は、契約締結の日から令和8年3月10日までとする。

（業務対象路線）

第3条 業務対象路線は、別紙の「調査設計対象路線一覧表」のとおりとする。

（業務概要）

第4条 本業務の業務概要については、次のとおりとする。

また、調査設計対象箇所については、別紙の「調査設計対象路線一覧表」のとおりとする。

- (1) 打合せ協議
- (2) 計画準備
- (3) 現地踏査・机上精査
- (4) 業務計画書作成
- (5) 路面性状調査
- (6) 構造調査
- (7) 交通量調査
- (8) 舗装修繕工法設計
- (9) 報告書作成

（業務内容）

第5条 本業務の業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 打合せ協議

業務の円滑な遂行を図るため、調査職員と綿密な連絡を取るとともに、当初及び業務の主要な区切りにおいて調査内容の打合せを行うものとする。打合せ回数は、当初、中間、最終成果納入時の計3回以上行うものとする。また、当初及び最終成果納入時は、主任技術者が立ち会うものとする。

- (2) 計画準備

本業務の実施に当たり、調査設計対象箇所を把握した上で全体計画を立案し、既存資料の収集・整理等、業務の円滑な遂行に必要な準備を行うものとする。

- (3) 現地踏査・机上精査

業務を円滑に行うため、調査設計対象箇所の交通状況、障害物等沿道周辺の状況を把握することを目的に、設計区間毎の起終点の間を踏査する。設計区間毎の起終点は（延長が長い場合は調査職員と協議の上、中間点についても）、現地マーキングを実施すること。

路面性状調査を実施する車線についても、現地調査の結果に基づき決定すること。基本的な考え方としては、片側1車線の路線においては、どちらも測定を実施する。

片側2車線以上の路線においては、上り・下りの両方の走行車線を選択するが、道路形状等により、追越し車線が実質の走行車線となっている場合は、そちらを選択すること。

上記の考え方で選択が難しい路線は、調査職員と協議の上、決定する。

- ①地形・地質等の自然状況
- ②道路・交差道路、取付道路、水路の状況、河川等の状況
- ③道路に隣接する建物、民地等の周辺状況
- ④地上における障害物件
- ⑤周辺状況から推測される地下埋設物
- ⑥その他必要と思われるもの

(4) 業務計画書作成

業務目的、趣旨を把握し、設計図書に示す業務内容を確認し、業務概要、実施方針、業務工程、組織計画、打合せ計画等を記載した業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(5) 路面性状調査

路面性状調査に用いる路面性状測定車は、財団法人土木研究センターにおける路面性状自動測定装置の性能確認試験に合格した性能を有する装置(スマホ・ドライブレコーダー等)を使用するものとする。受注者は、成績証明書等の写しを監督員に提出すること。

機械計測は、ひび割れ率・わだち掘れ量・縦断凹凸を測定及びポットホール、パッチング状況の把握を行い、その結果に基づき供用性の評価等、維持修繕計画資料を作成するものとする。

(6) 構造調査

別紙の「調査設計対象路線一覧表」の路線について、構造調査を行うものとする。

① 補装構造調査

舗装構造調査は、開削によって調査を行う。調査箇所については、各層の厚さ(As層厚及び路盤層厚)測定、As層のクラックの状態確認、路床の状態確認を行い、破損の原因について調査を行うものとする。1箇所当たりの開削面積は、1.0m×2.0m(幅×延長)とする。開削箇所については、調査職員と協議の上、決定する。

②路床のCBR値測定

開削調査で路床まで掘削した時に、併せてCBR値の測定も行う。

CBR値の測定は、簡易支持力測定器(キャスボル)を用いて行うものとする。

(7) 交通量調査

交通量調査は、調査設計対象箇所において、現況の交通量を測定するものとする。調査箇所については、調査職員と協議の上決定し、各路線の上り、下りについて測定する。平日の昼間12時間の調査とし、車種区分は、大型車・小型車の2種類とする。

(8) 補装修繕工法設計

(7)までの結果を踏まえ、舗装修繕工法の検討を行い、最適な設計の立案を行うものとする。検討に当っては、「舗装点検要領」、「舗装設計施工指針」、「舗装施工便覧」、「舗装設計便覧」、「舗装の維持修繕ガイドブック2013」(社団法人日本道路協会)等に基づいて行うものとする。

(9) 報告書作成

業務の結果について、適切かつ明瞭に成果品として取りまとめる。報告書内容はもとより、調査に使用した各種のデータについて、外部記録媒体に登録し、提出するものとする。

また、修繕が必要な箇所については、調査職員と協議し、必要に応じ、中間報告として修繕工事発注に必要な資料を早期に提出するものとする。

(安全管理について)

第6条 開削調査の実施に当たっては、関係法規を遵守するとともに、保安要員、保安施設等を配置し、交通に対する安全確保に努めなければならない。

業務計画書のうち交通管理を計画する際には、配置する交通誘導警備員の属する警備業者等、専門的な知識を有する者と協議の上、作成しなければならない。

受注者は、交通切替又は交通規制を行う場合は、下記の「交通誘導警備員の配置基準」に基づき所定の交通誘導警備員を適切に配置しなければならない。

なお、受注者は、事前に、交通誘導警備員の資格等を証する資料を監督員等に提出し、確認を受けなければならない。

【交通誘導警備員の配置基準】(H18.12.1付け、18技企第8002号…一部修正(H27.6.1))

(交通誘導警備員の資格等区分)

- ①…交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員
- ②…警備指導教育責任者資格証取得者
- ③…交通誘導に関し専門的な教育を受けた警備員（注2）

(業務の区分)

- ・ 特定の種別の警備業務（注1）

原則、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を必要人数配置するものとする。ただし、①の者を必要人数配置できない場合は、交通誘導警備業務を行う場所ごとに①の者を1人以上、その他の警備員は、②又は③の者も認める。

- ・ 特定の種別以外の警備業務

原則、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員、二級検定合格警備員又は警備指導教育責任者資格証取得者を必要人数配置するものとする。ただし、①又は②の者を必要人数配置できない場合は、交通誘導警備業務を行う場所ごとに①又は②の者を1人以上、その他の警備員は、③の者も認める。

注1：特定の種別の警備業務とは、高速自動車国道法に規定する高速自動車国道、道路法に規定する自動車専用道路、都道府県公安委員会が道路における危険を防止するために必要と認めるもの（注3）において行うものをいう。

注2：交通誘導に関し専門的な教育を受けた警備員とは、香川県警備業協会が行う講習を修了した者又は交通誘導に関し警備業法に基づく教育を受けた者をいう。

注3：都道府県公安委員会が道路における危険を防止するために必要と認めるものとは、香川県公安委員会が告示した下記の路線において行うものをいう。

（令和3年4月1日現在、高松市に關係する路線）

国道（3路線）…国道11号、国道32号、国道377号

主要地方道（4路線）…県道高松長尾大内線、県道三木国分寺線、県道高松善通寺線、県道三木綾川線

一般県道（4路線）…県道太田上町志度線、県道川東高松線、県道檀紙鶴市線、県道高松

志度線

その他（1路線）…通称さぬき浜街道（高松市寿町1丁目3番6地先を起点とし、観音寺市豊浜町姫浜905番1地先を終点とする路線）

（成果品）

第7条 本業務の成果品は、次のとおりとする。また、調査職員と協議し、舗裝修繕工法設計対象路線で優先的に実施する路線を決定し、令和7年12月下旬までに中間報告として、修繕工事発注に必要な資料を早期に提出するものとする。

- | | |
|--|----|
| （1）報告書（書面） | 2部 |
| （2）報告書（電子媒体（PDF形式及びWord形式）） | 一式 |
| （3）報告書原稿データファイル
(MicrosoftOffice2024形式を基本とする) | 一式 |
| （4）打合せ協議録 | 一式 |
| （5）業務報告書 | 一式 |
| （6）その他、発注者が指示するもの | 一式 |

（提出書類）

第8条 本業務の着手及び完了に当たって、発注者の契約約款に定めるもののほか、次の書類を提出しなければならない。

- | | | | |
|--------|-----------|----------|--------|
| （1）着手届 | （2）管理技術者届 | （3）職務分担表 | （4）工程表 |
| （5）完了届 | （6）納品書 | （7）請求書 | |

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度、調査職員の承認を受けなければならない。

（打合せ）

第9条 受注者は、常に調査職員と緊密な連絡を取り、適宜、十分な打合せを行うとともに、作業の途中において中間報告を求められた時は、直ちに報告を行わなければならない。

また、打合せの会議録は、必ず作成するものとする。

（手直し）

第10条 受注者は、本業務が完了した後に、受注者の責に帰すべき理由による過失疎漏に起因する不良箇所が発見された場合、速やかに訂正、補足、その他の処置を行わなければならない。

（管理技術者及び技術者）

第11条 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

2 管理技術者は、技術士（道路）で登録、又は、RCCM（道路部門で登録されているもの）の資格を有する者とし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。

3 受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

（諸手続）

第12条 業務履行のため必要な、関係官公庁その他に対する諸手続は、原則として受注者において処理しなければならない。なお、手続に係る費用が発生した場合においても、受注者の負担とする。

（業務の補償）

第13条 受注者は、業務の遂行に当たっては、十分な注意を払うこととし、明らかな瑕疵で発

注者に損害を与えた場合は、その損害額を補償しなければならない。

(成果品の審査)

第14条 受注者は、業務完了前に発注者の成果品審査を受けなければならない。

- 2 受注者は、成果品審査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。
- 3 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者は、直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

(業務の完了)

第15条 本業務は、成果品審査に合格後、本仕様書に指定された成果品一式を納品し、発注者の検収合格を持って、業務完了とする。

(不当要求行為の排除対策)

第16条 受注者は、「高松市発注の建設工事等の契約に係る暴力団等排除措置要綱」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 暴力団等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団関係者（暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）その他不当要求行為を行う全ての者をいう。以下「暴力団等」という。）から不当要求行為（不当又は違法な要求その他この契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。以下「不当要求行為」という。）を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(2) 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。

(3) 受注者の下請業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、受注者に報告するよう下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けたときは、発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(労働関係法規の順守及び適正な労働条件の確保)

第17条 労働関係法規を遵守及び適正な労働条件を確保に関しては、次によること。なお、5) 以外は法定事項である。

- 1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特例措置の適用を受ける事業にあっては、週44時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。
- 2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- 3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- 4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延

等の事態が起こらないよう十分配慮すること。

- 5) 本市発注の建設工事の設計は、農林水産省及び国土交通省が公共工事の工事費の積算に用いるための公共工事設計労務単価（2省協定労務単価）に基づく香川県の単価表等により積算しているので、この点に十分留意し、労働者の適切な賃金の支払について配慮すること。また、下請契約を締結する場合は、下請労働者に対しても適切な賃金が支払われるよう元請業者として配慮すること。
- 6) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- 7) 受注者は、本業務において法定外の労災保険に付さなければならぬ。
- 8) 1) から7) までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

(費用の負担)

第18条 本業務に伴う必要な費用は、原則として、受注者の負担とする。

(法令等の遵守)

第19条 受注者は、業務履行に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

(中立性の堅持)

第20条 受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持しなければならない。

(業務の委任)

第21条 本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、若しくは請け負わせることはできない。なお、「主たる部分」とは、第5条に示すものである。

(損害賠償)

第22条 受注者は、本業務実施中に生じた諸事故に対して、一切の責任を負い、発注者に発生原因、経過及び被害の内容を速やかに報告するものとする。また、損害賠償等の請求があった場合は、一切を受注者において処理するものとする。

(参考資料の貸与)

第23条 発注者は、事業の遂行に必要な関係資料等を、所定の手続によって貸与するが、受注者は、その取扱い及び保管を慎重に行い、業務上必要であっても発注者の承諾なくして複製してはならない。

また、業務完了後、速やかに発注者へ貸与された資料を返納するものとし、破損並びに滅失、盗難等のないように慎重に取り扱わなければならない。

(参考文献等の明記)

第24条 文献その他の資料を引用した場合は、その文献名又は資料名等を明記するものとする。

(市の内部公益通報制度)

第25条 売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができます（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。）⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com 書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会）。

※ 市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載しています。

（「業務に関し不正又は不誠実な行為」に該当する行為を例示する告示の公表）

第26条 平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を下記のとおり定め公表しています。御留意ください。

高松市指名停止等措置要綱別表第26号を適用し指名停止をする場合の運用基準(抄)

1 要綱別表第26号の「不正又は不誠実な行為」とは、中央公共工事契約制度運用連絡協議会による「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ」の例によるもののほか、有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくは使用人の、その業務に関する次に掲げる行為その他の著しく信頼関係を損なう行為をいう。

- (1) 予定価格、最低制限価格等の秘密情報の提供を要求する行為等入札の公正を害すべき行為
- (2) 入札に参加するに際し担当職員の指示に従わない等入札の秩序を乱す行為
- (3) 監督又は検査の実施に当たり市職員の職務執行を妨げる行為
- (4) 市職員に対する脅迫的な言動又は暴力的な行為
- (5) 執拗な抗議等を行い、市職員の執務を妨害する行為
- (6) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合の報告義務違反
- (7) 市職員による経理上の不正又は不当な行為への関与

（著作権について）

第27条 本業務で作成した資料の著作権は、全て高松市に属するものとする。

（疑義の解釈）

第28条 本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者で協議の上、これを定める。

（個人情報の保護）

第29条 受注者は、この契約による業務を履行するため個人情報を取扱う場合は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 受注者は、この契約による業務により知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- (2) 受注者は、この契約による業務を履行するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、複製又は貸与してはならない。
- (3) 受注者は、この契約による業務を履行するために発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報を記録した資料等は、この契約の完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、調査職員が別に指示したときは当該方法によるものとする。
- (4) 受注者は、前3号に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに調査職員に報告し、その指示に従うものとする。